

美浦村家族介護慰労金支給事業のご案内

8月1日から翌年の7月31日の間、介護保険の要介護3・4・5の認定を受けている方を在宅で介護している介護者(市町村民非課税世帯)に対し、慰労金を支給します。

支給の要件は、以下のとおりです。

◇ 対象期間

申請年度の前年の8月1日から申請年度の7月31日までの1年間

◇ 対象となる方

次のすべてに該当する方

○介護を受けている方が

- ① 申請年度の7月31日現在の年齢が65歳以上
- ② 村内に継続して居住
- ③ 非課税世帯
- ④ 継続して要介護3・4または5
- ⑤ ショートステイの利用が7日以内
- ⑥ その他の介護サービスを利用していない
- ⑦ 医療機関への入院が90日以内
- ⑧ 介護保険料を滞納していない
- ⑨ 家族に常時介護されている

○介護をしている方が

- ① 3親等以内の親族
- ② 村内に継続して居住
- ③ 非課税世帯
- ④ 被介護者を常時介護している

◇ 支給額

年額10万円

◇ 申請方法

対象となる可能性のある方には、8月初旬に案内を送付しますので、「美浦村家族介護慰労金支給申請書」を記載のうえ、役場福祉介護課へご提出ください。(申請期間:8月31日まで)。なお、支給決定については審査のため3カ月程度かかります。

◇ 問い合わせ先

美浦村役場福祉介護課(地域包括支援係)

TEL 029-885-0340